

一般社団法人日本サルコーマ治療研究学会 会費規程

第1条 正会員および準会員の入会金および年会費は次の通りとする。

年会費	正会員 5,000 円
	準会員 3,000 円

第2条 賛助会員は1口100,000円の会費1口以上を毎年度ごとに納めなければならない。

第3条 会員資格の有効期間は、登録日を含む年の12月末日までとし、期間満了日の30日前までに別途定める方法により退会の申し出がない場合は1年間自動更新され、翌期の会費の入金をもって登録更新とする。

2 但し設立初年度に徴収した会費は、平成29年7月7日から平成30年12月31日までの期間の会員資格を担保するものとする。

第4条 定款第8条に定める期間会費の支払いを滞納し、また期限を定めた催告にも応じない場合には会員資格を喪失する。

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て社員総会の決議をもって行う。

附則

(1) この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

(2) この規程は、一般社団法人日本サルコーマ治療研究学会の設立の登記の日から施行する。